第明治三十五種郵便物認可

平成２６年（フ）第８０号
神戸市東灘区深江南町４丁目７番23―701号
債務者　小松　義一
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２４号
神戸市北区ひよどり台１丁目６番地　125棟403号
債務者　永田　光子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０号
佐賀県佐賀市諸富町大字為重328番地１
債務者　吉田　　学
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５号
佐賀県伊万里市大坪町乙165番地315
債務者　児玉　一繁
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第７７４号
北九州市小倉北区篠崎５丁目33番９号
債務者　川内美由紀
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８００号
北九州市小倉南区志井５丁目19番３号
債務者　若松　直美
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８２８号
北九州市八幡西区鳴水町１番９号　201号
債務者　結城　和人
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２１号
北九州市若松区本町２丁目３番23―306号
債務者　松田　　学
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５１号
福岡県中間市土手ノ内１丁目８番15号　グレイスコート103号
債務者　井上　健吾
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５６号
北九州市小倉南区若園４丁目９番１―303号
債務者　中村美由起
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６１号
北九州市八幡西区泉ケ浦２丁目７番20―501号
債務者　大坪　和義
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６６号
福岡県中間市通谷１丁目22番30号　コーポ桜坂203号
債務者　本田津由子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１５１号
青森県南津軽郡藤崎町大字林崎字亀田155番地１
債務者　成田　志織
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第２３号
青森県黒石市あけぼの町76番地11
債務者　浅利ゆきこ
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第４号
神奈川県横須賀市坂本町３丁目15番地26
債務者　島田　明子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２９号
神奈川県横須賀市東逸見町３丁目１番地
債務者　原田　雅昭
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第７４号
愛知県知多市新舞子東町１丁目12番地の７　グリーンパーク新舞子305
債務者　岩下ひろみ
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２４号
名古屋市守山区森孝１丁目107番地　第一香流荘３棟123号
債務者　浦野実代子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部